

長崎市 建築確認等に関する電子申請受付システム利用における留意事項

1. 業務エリア・審査対象建築物等

(1) 業務エリア

長崎市内全域

(2) 審査対象建築物等

建築物：すべての建築物

昇降機：すべての昇降機

工作物：法第 88 条第 2 項を除く工作物

※計画変更、計画通知、中間検査、完了検査、工事完了届も電子申請可能。

※建築設備は電子申請不可。

2. 申請データの作成

(1) 当面、添付する図面のサイズは A 3 以下としてください。

(2) 図面は 1 ファイル 1 枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。

1 ファイル当たりのアップロード容量上限は 1GB です。

(3) 建築計画概要書は、「第一面・第二面」と「第三面」でファイルを 2 つに分けてください。

(4) 申請に必要な関係規定及びその他の規定等の手続きは当該手続きの結果が確認できる箇所を複製した電子データを申請データに含めてください

3. 申請書類の受理

本システムで申請書類提出後、市より手数料納付方法を記載したメールが送信されます。当該手数料を納付いただいた後、市がそれを確認し、申請の受付を行った上で、審査が開始されます。市が手数料の納付を確認した日が受付日となります。受付が完了した時点で、申請者（代理者）にメールが送信されます。

4. 手数料の納付

手数料の納付は、長崎市電子申請サービスによるオンライン決済が可能です。本システムで申請確認後、市より手数料納付のご連絡をさせていただきます。金額は窓口での書面申請の場合と同額です。手数料額についての詳細は下記 URL よりご確認ください。なお、長崎市電子申請サービスでは、領収証その他領収した旨を通知する書面の発行を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

[建築許可・承認等の申請に関する各種手数料（建築基準法関連）（外部リンクへ移動します）](#)

5. 処分通知等の交付

長崎市建築主事の処分通知（確認済証等）は、審査終了のお知らせメールとともに PDF ファイルにて交付されます。これまで押印していた建築主事印については、令和 8 年 4 月 1 日より廃止となりましたのでご注意ください。

6. 副本の交付

電子申請の場合は、書面による副本の返却はありません。「ICBA 電子申請受付システム」に保存されたデータを、申請者（代理者）がダウンロードすることをもって、副本の返却とします。